## 実務経歴書の実務内容コード表

コード 番号	実務内容
1	建築物の設計(建築士法第21条に規定する設計をいう。)に関する実務
2	建築物の工事監理に関する実務【工事監理者の立場の実務】
3	建築工事の指導監督に関する実務 【工事施工者の立場ではなく、建築主の依頼により第三者的立場から指導監督するもの】
4	建築一式工事(建設業法別表第一に掲げる建築一式工事をいう。)の施工の技術上の管理に関する実務【工事施工者の立場の実務】 大工工事(建設業法別表第一に掲げる大工工事をいう。)に関する実務建築設備(建築基準法第2条第三号に規定する建築設備をいう。)の設置工事の施工の技術上の管理に関する実務【工事施工者の立場の実務】
5	建築基準法第18条の3第1項に規定する確認審査に関する実務 【建築主事又は指定確認検査機関の立場の実務】
6	消防庁又は消防署長が建築基準法第93条第1項の規定によって同意を求められた場合に行う審査に関する実務
7	建築物の耐震診断(建築物の耐震改修の促進に関する法律第2条第1項に 規定する耐震診断をいう。)に関する実務
8	〈平成20年度以前(法施行日前)の大学院入学者〉 所定の大学院の課程での建築に関する研究 〈平成21年度以降(法施行日以後)の大学院入学者〉 所定の大学院の課程において、インターンシップ科目及びインターンシップ関連科目の単位を修得し、所定の要件を満たすもの
9	官公庁等における営繕業務に関する実務 (上記の1~4、7のいずれかに該当するものに限る。)
99	その他、上記のいずれにも該当しないもの (実務の詳細分かる資料の添付が必要)

- (注1) 建築士等の補助として当該実務に携わるものを含む。
- (注2)「建築実務の経験」には、単なる写図工若しくは労務者としての経験又は単なる 庶務、会計その他これらに類する事務に関する経験は含まない。